

未 定 稿

性暴力を抑止し、性被害から県民を守るための条例(仮称) (原案)

(目的)

第1条 この条例は、性犯罪その他の性暴力を抑止し、性暴力による被害から県民を守るため、県等の責務を明らかにするとともに、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号。以下「支援条例」という。）に定めるもののほか、性被害者の支援及び性暴力の抑止に関する基本理念、基本方針及び基本的な施策並びに必要な規制措置等を定め、もって県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

- 県民への性暴力を抑止し、又は未然に防止し、性暴力による被害を受けた者を支援するとともに、当該被害者に対する新たな被害の発生を阻止することによって、性暴力による被害から県民を守ることが、この条例の直接かつ最大の目的である。
- そのために、この条例には、性被害者（性暴力による被害を受けた者）の支援及び性暴力の抑止に関する基本理念、基本方針、基本的な施策、必要な規制措置等を定めることとする。
- この条例の略称は、「性暴力抑止条例」とする。
- 「防止」と「抑止」については、法令上前者の使用例は多く、受け身に響く場合があるが、「未然に防ぐ」という意味合いは強調できる。一方、「抑止」は、「犯罪被害者等基本法」の前文など、一部の法令で使用され、より積極性のある用語ではあるが、現に存在することを前提として、これを押さえつけるといったニュアンスがあることから、この条例では、場面に応じて使い分けている。

(定義)

第2条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる行為をいう。

- ① 刑法(明治40年法律第45号)第176条から第181条まで、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為
- ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項の罪に当たる行為
- ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当たる行為

- ④ 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和5年法律第9号)第4条(刑法第241条第1項の罪に係る部分に限る。)の罪に当たる行為
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める罪に当たる行為
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- ① 配偶者等性暴力 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又は配偶者に類する親密な関係を有する者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のうち性的虐待の性質を有するものをいう。
- ② ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。
- ③ セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反する性的な言動に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし、又は相手の意思に反する性的な言動によって当該相手の就業環境その他の社会生活上の環境を害することをいう。
- 3 この条例において「性暴力」とは、性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の相手の心身に対する性的行為で、当該特定の相手にとって、自らの明確かつ自発的な同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その性的自己決定権又は性的人格権を侵害する行為をいう。
- 4 この条例において「子ども」とは、18歳に満たない者をいう。
- 5 この条例において「性被害」とは、性暴力に起因する心身の被害をいい、「性被害者」とは性暴力の被害者をいう。

- 条例が被害発生防止の対象とする加害行為を定義している。
- 国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」(2009年)では、「性暴力」とは、身体の統合性と性的自己決定権を侵害するものと定義されており、その趣旨を踏まえ、敷衍して定義した。
- セクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法の職場における「性的な言動」だけではなく、大学でも問題とされるなど、「対等」ではない関係で発生している性暴力であることを踏まえ、若干広く、「社会生活上の不利益」等と定義している。

(基本理念)

第3条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。

- (1) 性暴力は、人の性に関する自己決定権及び自由を侵害し、その心身を傷つける違法性が高い行為であるとともに、人としての尊厳を貶める重大な人権侵害行為であり、根絶しなければならないこと。
- (2) 子どもに対する性暴力は、将来にわたって心身に深刻な悪影響を及ぼし、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害することによりその幸福な生活を困難にする極めて悪質な性的人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民が協力して子どもを性暴力から守らなければならないこと。
- (3) 性暴力は性差別意識や優越的な力の濫用によって発生することその他性暴力に関する正しい理解を広めるとともに、一人一人が、性に関する自らの認識を常に問い直し、自らの性的な言動が他者の心情に与える影響に配慮して行動することにより、性別を問わずあらゆる人が、性的人格権を尊重され、尊厳をもって生きることができるようにならなければならないこと。
- (4) 性暴力及び性被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、性被害者に対する二次的被害も、また、根絶しなければならないこと。
- (5) 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするが、この目的に反して性被害が発生したときは、当該性被害者を支援することにより、性被害の軽減及び回復を図るとともに、二次的被害その他の新たな人権侵害を防止することが最優先の目的となること。

- この条例が目的とする性暴力の抑止（防止）と性犯罪の被害者の支援に取り組む意味、考え方（基本的な理念）を定めたものである。
- この条例が適用される者は、この基本理念に即して行動しなければならない。

(基本方針等)

第4条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性被害者の支援及び性暴力の抑止に取り組むものとする。

- (1) この条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。
- (2) 性暴力を未然に防止するためには、加害がなければ被害もないことを踏まえ、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組む必要があること。
- (3) 性被害者の支援は、当該性被害者の視点に立ち、その自己決定を最大限に尊重して行うものとし、性被害者に対する二次的被害は、性被害者の苦痛をさらに増大させ、継続させるものであり、これを生じさせる行為は決して許されないことの教育と啓発にも、重点的に取り組む必要があること。

2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、性被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、求めがあったときは、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。
- (2) 性被害者が性暴力の加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該性被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。
- (3) 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。
- (4) 子どもや心身に障がいをもつ者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

- この条例の取組を進めるに当たっての基本的な方針として、3点、第1項第1号として、この条例の位置づけを明確にし、第2号及び第3号では、やはり、性暴力の問題は、教育と啓発を施策の柱として取り組むべきことを規定している。
- 第2項は、性被害の特性に即して配慮すべき事項を定めている。

(県の責務)

第5条 県は、市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、次条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。

2 県は、性暴力の抑止に関連する業務又は事業を行う関係機関及び関係団体との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに、性暴力の抑止に関する総合的な施策を講じるものとする。

3 県は、性暴力の被害に関する支援又は性暴力の抑止に関する事業を行う民間団体に対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。

- この条例の取組は、全ての県民とともに、県内の全ての行政機関その他の関係機関・関係者が一体となって進めなければならないものであるが、本条は、いわばコーディネーターとしての県の役割を規定したものである。この条例には、別に、第11条から第16条までにも県の役割を規定している。
- また、これら県の役割は、県の関係部署全てが連携して遂行するものであるが、第17条から第19条まで及び第21条に規定した知事が行うべき個別・具体の事務は、所管の部局で執行することになる。

(市町村の責務)

第6条 市町村は、第3条の基本理念にのっとり、県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備及び住民の防犯意識の向上と防犯行動の実践を促進し、性暴力の抑止を図るとともに、性被害者の支援及び性暴力の抑止に関する住民の理解を増進するよう努めるものとする。

- 市町村は、本来的に住民の生命と安全を守る施策を講ずる責務を有していることを踏まえた確認規定である。
- 市町村は、住民の生活環境の整備において主導的な役割を担っていることが

ら、ハード面の防犯環境整備を進めるとともに、住民に最も身近な行政主体として、基本理念に基づき、住民の防犯意識の向上と防犯行動の実践、性暴力及び性被害者に関する正しい理解を増進する役割が期待される。

○ 性暴力事案が発生しにくい生活環境と地域社会

いわゆる「防犯環境」であり、壁や生け垣による死角を少なくする、地域住民で街灯を適切に管理する、子どもに対する見守り、声掛けを行い、不審者に対しても声掛け等で牽制する等の取組が望まれる。

(事業者の責務)

第7条 県内で事業を営む事業者は、その事業所においてセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害が発生することがないように、第3条の基本理念及び県の施策にのっとり、従業員の研修、性暴力を行いやすい就労環境の排除その他の雇用管理上必要な措置を講じるとともに、性被害を申告した者を守らなければならない。

- 職場において、セクシュアル・ハラスメントやのぞき、盗撮等の性暴力による性被害が発生することも少なくはないことから、事業者に防止・配慮義務(労働法制上の安全配慮義務に基づく)があることを確認するものである。
- 職場でセクシュアル・ハラスメント等の性被害を訴えたことで、当該被害者が就労条件や環境において不利益があってはならないことから、これを守ることを条例上の義務とした。
- 本条による取組を支援するため、県は、事業者にも性暴力に関する研修の機会を提供し(第12条)、広報・啓発を進める(第13条)とともに、性暴力とはどのようなもので、どのように対応すべきか等に関する考え方、指針等(ガイドライン)を公表する(第16条)こととしている。

(県民の責務)

第8条 県民は、第3条の基本理念にのっとり、性暴力及び性被害者に関する理解を深めるとともに、性被害若しくは二次的被害の発生又はその危険がある状況に直面したときは、これを傍観することなく、被害の発生及び継続を防止するため可能な範囲で積極的に行動するものとし、目前で性被害が発生した場合においては、性被害者が望むところに従い、その困難と苦痛を軽減するため必要な対応を行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、自ら前項の取組に努めるほか、この条例に基づく県、市町村等の取組に協力するよう努めるものとする。

(率先垂範)

第9条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、第3条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるとの固い決意をもって、性暴力の抑止に率先して取り組むものとする。

2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項又は第3項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、及び第7条の事業者の代表者等は、その事業所の従業員に範を示すべき立場にあることを自覚し、前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

(禁止行為)

第10条 何人も、性暴力となる行為をしてはならない。

2 何人も、性暴力又は性被害に関する情報を、その真偽にかかわらず、個人が特定されうる形で他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させてはならない。

- 第1項前段は、たとえ性犯罪に該当しない場合であっても、第2条第3項の定義により、「同意のない」、「対等でない」、「強要された」性的行為は禁止されることを確認する規定である。
- 第2項は、2次的被害の原因となる行為は、性暴力と同視されるべき行為であり、被害をさらに拡大させることから、より違法性が高いとさえ言える行為である。したがって、表現の自由になじまない人権侵害行為であり、違法な行為であることを明確にするため規定したものである。
- これらの禁止行為を行った場合は、罰則の適用等のペナルティーの対象とはならないものの、この条例に違反する違法な行為と評価されることになる。

(性暴力抑止等に関する教育活動)

第11条 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学等の教育機関及び県は、関係機関と連携し、性暴力及び性被害に関する専門的な知識及び経験を有する者による児童、生徒、学生等の年齢、生活環境等に応じた総合的な教育を、規則で定めるところにより実施するものとする。

- 教育の内容としては、性差別その他の人権に関する教育、「体や性の仕組み」に関する教育、「性に対する正しい認識」、「他者の心情に配慮した行動」、「性被害に遭った時の心理や治療その他の性被害者の対応等に関する教育」、「性被害者の支援」、「加害者の処罰その他の処遇、治療、社会復帰の支援等」及び「県民が性暴力や性被害に対処する方法」等に関する教育などが想定される。

(性暴力抑止等に関する研修等)

第12条 県は、性被害を早期に発見し、性被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行うとともに、県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため、この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し、前条の教育内容等に関する専門的な研修を実施するものとする。

2 県は、第9条第1項に規定する者に対し、前項の研修に準じた研修を実施し、同条第2項に規定する者に対しても、同様の研修を受ける機会を提供するものとする。

- この条例の施行に関し重要な役割を担う者とは、第14条の業務に従事する職員、学校、施設、病院等の教員又は職員、警察職員等や弁護士等である。
- 第9条第1項に規定する者は、県の職員等であるから、職務命令として受講させることになるが、県の外部者である同条第2項に規定する者に対しては、この条例の目的を達成させるため、講師を派遣する等により、研修を受ける機会を提供することを規定したものである。

(性暴力抑止等に関する広報・啓発等)

第13条 県は、あらゆる機会を活用し、性被害者の支援及び性暴力の抑止に関する広報及び啓発活動を推進することにより、この条例の趣旨の周知に努めるものとする。

(総合窓口の設置及び関係機関との連携)

第14条 県は、支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、性被害者の支援に関する総合的な窓口(以下「支援センター」という。)を設置し、その周知に努めるものとする。

2 支援センターでは、第3条の基本理念にのっとり、性被害者の支援に関する次の業務を行う。

- ① 専門の相談員による相談
- ② 性被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介
- ③ 医療機関、警察署等への付き添い及び助言
- ④ 性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採集に係る援助並びに精神医学的支援の提供
- ⑤ 弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供

3 支援センターは、医療機関、県警察本部その他の司法機関、県弁護士会、関係自治体その他の関係団体又は関係機関と連携して、前項の業務を行うものとする。

- 現在、犯罪被害者支援については、支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、県が「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を設置し、同センターに、性被害者専門の「性暴力被害者支援センター」が併設されている。また、この業務は、経験と専門能力を有することから、現在、外部委託されている。
- この条例による支援センターは、実績と経験を有するこの「性暴力被害者支援センター」を、引き続きこの条例による総合的窓口とすることを予定している。
- したがって、本条は、同センターの法的な位置づけと機能を明確にする趣旨で規定したものである。

(性暴力及び性被害に関する相談等)

第15条 性被害を受け、又は性被害の危険に直面する者は、当該被害及び性暴力への対応について、支援センターに相談することができる。この場合において、支援センターは、相談者の意思と立場に即して、慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応すべき警察署その他の専門機関等がある場合において、相談者が求めるときは、相談者を当該専門機関等に引き継ぐとともに、当該機関等における相談等について相談者が必要とする補助を行うものとする。

3 支援センターは、前項の専門機関への引継ぎに際し、相談者が求め、かつ、当該相談者の負担を軽減するため必要と認めるときは、県弁護士会との連携の下に、当該相談者に弁護士を同行させ、又は助言させることができる。

- 第3項の弁護士の同行は、被害者の負担軽減のために行うものであるが、その費用は、被害者支援と性暴力の抑止・根絶を目的とするこの条例の趣旨から、公費で支弁するものである。

(相談に対する取組等の協議・検討)

第16条 県は、前条の相談に関し、前条に定めるところにより対応するほか、必要と認めるときは、速やかに関係機関又は関係者と協議し、かつ、連携して、当該相談者が真に望むところに従い、必要な対応を行うものとする。

2 加害者側への対応を含め性暴力又は性被害者に関する相談への対応のあり方その他性被害者の支援及び性暴力の抑止の方策等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

3 前項の協議・検討の場では、性暴力に関する県民の理解に資するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果は、随時、公表するものとする。

- 総合窓口で相談に来られた方に、適切に対応し、必要な保護や支援を行うためには、支援センターの職員だけでなく、県の所管部局の職員や、専門家等の支援も必要となる場合がある。そこで、支援センターだけでは対応できない場合に、関係者が協議し、対応策を検討する場を県の役割として設けることを確認的に規定したものである。

- 第3項の「考え方、指針等」は、性暴力の定義だけでは、どのような行為が性暴力となるのかの判断が必ずしも容易ではなく、また、性暴力の範囲、内容は、必ずしも一義的には決まらないため、県民にとって、一種の行動指針となるよう定めるガイドラインである。
- したがって、確定的なものではなく、例示となり、また、随時、見直しが必要になることが想定される。

(住所等の届出義務)

第17条 子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪(第3号については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4号の罪に限る。)を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から5年を経過しない者で本県の区域内に住所を定めたものは、規則で定めるところにより、当該住所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 性別
- ④ 生年月日
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 届出に係る罪名
- ⑦ 刑期の満了した日

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 正当な理由がなく第1項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。
- 5 知事は、第1項の規定により取得した情報を対象者の再犯防止及び社会復帰の支援の目的以外に使用してはならない。

- 子どもに対する性犯罪者の再犯可能性については、社会の不安が大きいことから、大阪府条例に規定された住所の届出義務と同様、子どもに対する性犯罪者に限定し、その所在を届け出る義務を課すものである。

- 大阪府条例は、子どもに対する強制型性犯罪(未遂を含む。)と児童ポルノ製造(直接、子どもに性行為等の行為をさせ、児童ポルノを製造する行為に限定)の罪を対象としている。

【参考】

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」

(住所等の届出義務)

第12条 子どもに対し、第2条第2号イからハまでに掲げる罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から5年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、規則で定めるところにより、当該住所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名

二 住所

三 性別

四 生年月日

五 連絡先

六 届出に係る罪名

七 刑期の満了した日

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者が新たに府の区域外に住所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

(罰則)

第18条 第12条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

(受診の勧奨と社会復帰の支援)

第18条 知事は、前条第1項の規定に該当する者が申し出たときは、刑事施設で行われている再犯防止指導に準じた指導プログラム又は治療を受けるよう支援するものとする。ただし、指導プログラム又は受診又はその継続が特に必要と認める者については、これを勧奨することができる。

2 前項の指導プログラム又は治療は、性暴力から県民を守る観点から県が提供するものとする。

3 第1項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪（第3号については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4項の罪に限る。）を犯し、執行猶予となった者又は不起訴処分となった者その他知事が必要と認める者について準用する。

(加害者等からの相談等)

第19条 性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、支援センターとは別に県が設置する窓口にご相談し、支援を求めることができる。この場合において、県は、当該性暴力の被害者に関する情報の秘匿を厳守し、加害者と被害者の接近を確実に避けるための措置を講じなければならない。

2 知事は、第17条第1項の規定の対象者以外の性犯罪による受刑者が出所した後に、精神科の専門医その他の専門家による治療又は生活指導を受けたいことを望むときは、矯正機関と連携し、県に、第17条第1項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。

○ 第17条及び第18条と同様に、性犯罪の加害者の再犯を防ぎ、その社会復帰を支援するための規定である。

(医療機関の取組)

第20条 医療機関は、支援センターを經由して性被害者が受診したときは、そのプライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取に協力するよう努めるものとする。

- 支援センターに相談された方が、心身に受けた危害の回復や証拠の保全のため、センターから紹介された医療機関で受診される場合に、本人が望まれる場合には、他の患者と顔を合わせずに診察室に入ることができるようにするなど、プライバシーに配慮されることを規定している。
- 相談者の不安を軽減するために規定したものである。

(被害者支援に関する特則)

第21条 性被害者に対する支援については、この条例に定めるもののほか支援条例の規定を準用する。

- 2 知事は、配偶者等性暴力、ストーカー行為その他の性暴力から性被害者を隔離するため必要があると認めるときは、県外を含め、特に居所の秘密が保持できる場所にシェルター(公設の避難所をいう。)を提供するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第21条までの規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等を踏まえ、前項の規則で定める日から3年を目途に見直しを行うものとする。